

テーマ	意見の要旨	対応方向
1 推進期間と進捗確認・見直し	① 10年間の推進期間について、県の総合計画との整合も踏まえ、必要に応じた見直しを検討すべきである。 ② 10年間の推進期間中、取組の進捗を検証する仕組みが必要である。 ③ 社会変化が速いため、10年後だけでなく期間途中の見直しを想定すべきである。	改定素案の「序 4 指針の推進期間」において、社会貢献活動の担い手の確保や活動団体の運営基盤の強化、多様な主体による連携体制づくり等の中・長期的に進める観点から、推進期間を令和9年度から令和18年度までの10年間としました。 また、推進期間中は、関連施策の進捗状況等を毎年度確認し、施策の改善に活用するとともに、社会環境、活動実態及び県の総合計画等との整合を踏まえ、必要に応じて期間途中でも指針を見直すこととしました。
2 支援主体の役割と庁内の推進体制	① 社会貢献活動の支援を誰が担うのか、県の役割と多様な主体との役割分担を明確にすべきである。 ② 総合計画等の策定・見直し時に各部局が指針を参照し、具体的施策につなげる推進体制が必要である。 ③ 4つの改定方向について、自主性と多様な主体の連携を重視する考え方を明確にすべきである。※ 審議会後追加意見	① 改定素案の第3冒頭に、県が市町村及び関係機関・団体等との連携・協働の下で環境整備を推進することを明記しました。また、具体的方策例ごとに主な関係主体を示し、第4に県、市町村及び関係機関・団体等の役割を記載しました。 ② 指針改定後、関係部局に内容を共有し、関連計画の策定・見直しや個別施策の検討に当たり、指針の考え方が活用されるよう、庁内の情報共有・連携を図ります。 ③ 改定素案の第2の1「基本的な支援の方針」に活動者・活動団体の自主性の尊重を、第2の2「活動環境の整備の方向」に多様な主体の連携・協働の下で4つの方向により活動環境を整備することを明記しました。
3 活動団体調査の取扱いと実態把握	県内NPO等実態・意識調査は回収率29.6%であり、県内全体の傾向として扱うことには留意するとともに、意見聴取方法も工夫すべきである。	改定素案の第1の1(4)イ「活動団体の意識・実態」に、調査対象数及び回答数等を示すとともに、回答団体の状況を整理したものであることを明記しました。 今後も、今回の調査結果に加え、県民意識調査、関係機関ヒアリング、既存事業の実績、審議会の意見等を組み合わせて現状・課題を把握します。
4 災害時の県外支援団体の受入れ等	① 災害時に県外から入るNPO等について、活動実績等を確認し、県・自治体間で円滑に受け入れる仕組みが必要である。 ② NPO法人等による制度悪用等への対応についても検討する必要がある。	① 改定素案の第3の4(1)「平時からの連携・受援体制の整備」に、県外支援団体を含む円滑な受入れに必要な団体情報等の共有・活用を明記しました。 災害時には、被災者援護協力団体登録制度等も活用し、関係部局・関係機関と団体情報を確認・共有します。 ② 制度悪用等への対応については、個別の事案や関係法令に応じて対応する事項であることから、指針では、災害時の円滑な受入れに向けた団体情報の共有や関係主体間の連携体制の整備を位置付けました。
5 多様な主体による災害・復興支援	災害支援はNPOに限定せず多様な主体を示し、「復興支援」も加えるべきである。	改定素案の第1の1(2)エ「多様な主体による災害・復興支援活動」に、NPO、ボランティア、企業、大学等による被災者支援、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等を明記しました。
6 デジタル・AI活用と具体的方策	① 活動基盤の維持にはデジタル、特にAIの活用が重要であり、指針と具体的取組に位置付けるべきである。 ② 「相談機能の充実」等の抽象的な表現だけでなく、具体的な取組を示し、施策につなげるべきである。	① 改定素案の第1の1(1)ウ「デジタル化の進展」に社会貢献活動におけるデジタル技術の活用状況を記載し、第3の2(3)「情報共有及びデジタル活用に関する支援」に、AIを含むデジタル技術の活用に関する情報提供や学習機会の充実に明記しました。 ② 改定素案の第3に、情報の収集・発信、相談対応、専門相談先等の紹介、研修・講座、交流・意見交換、マッチング支援等を具体的方策例として示しました。
7 企業等の参画と活動団体間の連携	① 10年間の準備期間ではなく課題を改善する期間とし、NPOと企業との連携等の具体的支援を早期に示すべきである。 ② 企業とのマッチングだけでなく、NPO同士や類似団体が情報共有・協力できる仕組みも必要である。	① 改定素案の第3の2(4)「交流、連携及び協働に関する支援」及び第3の3(2)「企業、社会福祉法人等の参画促進」に、企業等との交流・マッチングや、プロボノ、寄付・協賛、施設・物品の提供等の多様な参画を明記しました。 ② 第3の2(4)に、活動団体相互の交流・意見交換と、活動団体と行政、企業、大学、他の活動団体等とのマッチング支援を具体的方策例として明記しました。

第43回(令和8年度第1回)岩手県社会貢献活動支援審議会 意見要旨及び対応方向

テーマ	意見の要旨	対応方向
8 NPO法人も対象となる支援制度の周知	NPO法人も対象となり得る県の支援制度について、関係部局と連携して周知すべきである。	NPO法人等が活用できる支援制度については、必要な情報提供・周知に努めます。 なお、委員から例示のあった岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金については、NPO法人も法人形態上は対象となる制度であることから、岩手県NPO活動交流センターのウェブサイトを通じて周知しました。 改定素案においても、第3の1(1)「情報の提供・紹介及びニーズの把握」等に助成制度等に関する情報の収集・発信を位置付けています。
9 条例と指針の関係	指針の大幅改定に伴い、条例本体についても表現を見直し、県の総合計画との整合も図りながら改正を検討すべきである。 ※ 審議会後追加意見	今回の指針改定では、条例第2条の「役務の提供等」には寄付その他の金品の援助も含まれることや、社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備を条例第8条に基づく支援施策として位置付けることを明確にしています。 条例第2条の社会貢献活動の定義についてはこれまでの整理を維持し、現行条例の規定を前提として指針改定を進めています。 県民計画との整合については、必要に応じて期間途中でも指針を見直すこととしています。

社会貢献活動の支援に関する指針【改定素案】(概要)

序 指針の基本的事項

- 1 指針の性格**
社会貢献活動の支援に関する条例(平成10年制定)第8条に基づき、平成11年に策定。社会貢献活動の支援施策の基本的な方向を定め、県が施策を総合的、計画的に推進するための基本とする。市町村による活用と、関係機関・団体等の関わりを期待
- 2 指針の策定経緯及び改定の趣旨**
阪神・淡路大震災等を契機に、ボランティア・NPO活動を支援する制度が整備。本指針策定以降の人口減少・少子高齢化、担い手不足、働き方・ライフスタイルの変化、デジタル化等を踏まえ、多様な主体の参画と連携・協働により、活動が持続し、参加・支援が循環する環境づくりを進めるため改定
- 3 この指針における社会貢献活動の考え方**
条例第2条に基づく、自発的かつ対価を得ない役務の提供等により、直接社会に貢献する活動等を対象とする。寄付等も、目的や用途等に応じ条例の要件を満たす場合は含む。
有償事業、組織運営、専門人材・デジタル技術の活用等も、活動を支える環境・基盤整備として支援施策に位置づける。
- 4 指針の推進期間：令和9年度から令和18年度までの10年間**
関連施策の進捗を毎年度確認し改善に活用。社会環境の変化等により必要に応じて指針見直し。

第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向

- 1 基本的な支援の方針**
自主性の尊重、県と活動者・団体の対等な関係、活動の利益を受ける者の意思・人格の尊重を基本原則とする。
多様な主体の連携・協働により、活動が持続し、参加・支援が循環する環境づくりを進める。
- 2 活動環境の整備の方向**
 - (1) 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり**
活動の意義・事例を発信し、多様な参加機会、情報、相談、学習・体験を充実

 - (2) 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり**
支援拠点、相談・コーディネート、デジタル、交流・連携、活動場所、人材・資金等から活動基盤を強化

 - (3) 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり**
活動・成果の発信で理解と共感を広げ、参画や寄付を通じ、人材・資金・情報等が循環する環境を整備

 - (4) 災害時に備えた連携・支援体制づくり**
東日本大震災津波等の経験・教訓を継承し、平時からの連携・受援体制を整備


第1 社会貢献活動の現状と課題

- 1 現状**
 - (1) 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化**
人口減少で担い手の減少が懸念。一方、複業・兼業、プロボノ、オンライン等、関わり方が多様化。災害支援に関する知見の蓄積を生かした平時から取組も実施
 - (2) 社会貢献活動の広がりや担い手**
福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等で、県民、NPO、企業、大学、社会福祉法人等、多様な主体が参画
 - (3) 活動支援の現状**
県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織等が、情報提供、相談、研修、連携、活動場所、資金調達・運営基盤、災害ボランティア活動等を支援
 - (4) 県民及び活動団体の意識・実態**
県民：関心があっても、時間的制約や情報不足等で参加につながりにくい。
活動団体：役員・スタッフの高齢化、後継者不足、運営基盤や連携・仲介機能の不足に課題意識

2 課題



- | | | |
|---------------------|-----------------|---------------------|
| ① 活動への参加のきっかけや機会の充実 | ② 担い手の確保 | ③ 活動団体の運営基盤の強化 |
| ④ 多様な主体の連携・協働の推進 | ⑤ 活動への理解及び共感の促進 | ⑥ 災害時と平時をつなぐ連携体制の整備 |

第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向

- 市町村・関係機関・団体等と連携・協働し、次の方向で社会貢献活動を支える環境を整備する。
- 1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり**
 - (1) 情報提供・ニーズ把握
 - (2) 学習・活動体験
 - (3) 多様な参加機会
 - 2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり**
 - (1) 支援拠点・中間支援機能
 - (2) 相談・コーディネート
 - (3) 情報共有・デジタル活用
 - (4) 交流・連携・協働
 - (5) 活動場所
 - (6) 人材育成・活用
 - (7) 資金調達・運営基盤強化
 - 3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり**
 - (1) 理解・共感の促進
 - (2) 企業・社会福祉法人等の参画
 - (3) 寄付の普及啓発
 - (4) 損害補償制度の周知
 - 4 災害時に備えた連携・支援体制づくり**
 - (1) 平時の連携・受援体制
 - (2) 災害ボランティアセンター運営支援
 - (3) 知見継承・人材育成
 - (4) 中長期の被災者支援
 - (5) 情報共有・連絡調整

第4 社会貢献活動支援の推進体制

- 1 県の役割**
・基本的・総合的な施策を推進し、市町村と連携・協力し、広域的な総合調整
・情報提供、相談支援、人材育成、団体の運営基盤強化、連携・協働の促進等を通じ、社会貢献活動を支える環境を整備
- 2 市町村の役割**
・地域の実情に応じ、情報提供、相談、活動場所の確保等の支援に努める。
・関係主体間の連携を促進することが期待される。
- 3 関係機関・団体等に期待される役割**
・社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等は、専門性や地域性を生かした支援が期待される。
・NPO、企業、大学、社会福祉法人等は、人材、専門性、情報、施設、資金等を生かした参画と相互の連携・協働が期待される。

骨子案	素 案
序 指針改定の背景等 2 指針の性格 (1) 本指針は、<u>県民の自主的、自発的なボランティア活動やNPO活動が、多様な主体の連携・協働の下で持続的に展開されるよう、県が支援施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものである。</u> (2) 本指針は、<u>市町村において、それぞれの地域の実情に応じた社会貢献活動の支援施策を立案し、及び推進するとともに、県との連携及び協力の下で支援を進めるための指針として活用されるものである。</u> (3) 本指針は、<u>社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織、NPO、企業、大学、社会福祉法人等に対しては、社会貢献活動への理解を深めるとともに、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等を生かして、連携・協働することを期待するものである。</u> 1 社会貢献活動の支援に関する指針改定の背景と趣旨 (1) 改定の背景 県においては、ボランティア活動やNPO活動を側面的に支援するため、<u>「社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）」</u>を制定し、平成11年に同条例に基づき本指針を策定した。 本指針の策定以降、本県の社会貢献活動は、NPO法人制度の定着や活動分野の広がり、東日本大震災津波を契機とした活動の活発化などにより、地域社会を支える基盤として重要な役割を果たしてきた。 また、社会貢献活動は、地域課題の解決に加え、地域とのつながりや自己	序 指針の基本的事項 1 指針の性格 (1) 本指針は、<u>社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第8条に基づき、中・長期的な展望に立つて、社会貢献活動の支援に関する施策の基本的な方向を定め、県が支援施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。</u> (2) 本指針は、<u>市町村が、それぞれの地域の実情に応じた社会貢献活動の支援施策を立案・推進し、県との連携及び協力の下で支援を進める際の指針として活用されるものです。</u> (3) 本指針は、<u>関係機関・団体等に対して、社会貢献活動への理解を深めるとともに、それぞれの立場や特性に応じて社会貢献活動に関わることを期待するものです。</u> 2 指針の策定経緯及び改定の趣旨 (1) 指針の策定経緯 <u>阪神・淡路大震災やナホトカ号重油流出事故等を契機として、ボランティア活動やNPO活動の重要性が広く社会に認識され、これらの活動を支援する制度創設の要請が高まりました。</u> <u>こうした中、平成10年には、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）が制定されました。また、県においては、ボランティア活動やNPO活動を側面的に支援するため、平成10年に条例を制定し、平成11年に同条例に基づき本指針を策定しました。</u> (2) 指針策定後の状況の変化 本指針の策定以降、本県の社会貢献活動は、NPO法人制度の定着や活動分野の広がり、東日本大震災津波を契機とした活動の活発化などにより、地域社会を支える基盤として重要な役割を果たしてきました。 また、社会貢献活動は、地域課題の解決に加え、地域とのつながりや自己

骨子案	素案
実現を通じ、県民の幸福やウェルビーイングを高める上でも重要<u>である</u>。 一方、人口減少・少子高齢化、担い手不足、コロナ禍を経た働き方やライフスタイルの変化、デジタル技術の進展など、活動を取り巻く環境は大きく変化している<u>。</u>また、災害時の支援活動を通じ、行政、社会福祉協議会、NPO等が平時から連携する重要性も高まっている<u>。</u> (2) 改定の趣旨 <u>本指針は、条例に基づき、中・長期的な展望に立って、社会貢献活動の支援に関する施策推進の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するためのものである。</u> <u>人口減少の進行など、社会貢献活動を取り巻く環境が変化する中、持続可能な地域社会を形成するためには、多様な主体がそれぞれの強みを生かして参画し、連携・協働することが一層重要である。</u> <u>一方、コロナ禍を経て活動への参加割合が低調となっていることや、活動への関心が参加に十分結び付いていないこと、活動団体の人材確保や収入源の多様化等が課題となっている。</u> <u>このため、デジタル技術や専門性を生かした多様な関わり方等も活用し、参加機会の充実、人材育成、相談支援、資金調達、連携・協働、災害時と平時をつなぐ支援体制の整備等を進め、社会貢献活動が将来にわたり持続的に展開・循環する環境づくりを推進するため、指針を改定する。</u> 3 社会貢献活動の<u>とらえ方</u> (1) 条例上の社会貢献活動の定義 条例第2条の定義に基づき、個人又は法人その他の団体が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する	実現を通じ、県民の幸福やウェルビーイングを高める上でも重要<u>なものとなっています</u>。 一方、人口減少・少子高齢化、コロナ禍を経た働き方やライフスタイルの変化、デジタル技術の進展など、活動を取り巻く環境は大きく変化しています<u>。</u>また、東日本大震災津波等における支援活動を通じ、行政、社会福祉協議会、NPO等が平時から連携する重要性も高まっています<u>。</u> <u>こうした中、コロナ禍を経て活動への参加割合が低調となっていることや、活動への関心が参加に十分結び付いていないこと、活動団体における担い手の確保や運営基盤の強化等が課題となっています。</u> <u>持続可能な地域社会を形成するためには、これらの課題に対応するとともに、多様な主体がそれぞれの強みを生かして参画し、連携・協働することが一層重要となっています。</u> (3) 指針改定の趣旨 <u>こうした社会環境や活動実態の変化及び課題を踏まえ、デジタル技術や専門性を生かした多様な関わり方等も活用し、参加機会の充実、人材育成、相談支援、資金調達、連携・協働、災害時と平時をつなぐ支援体制の整備等を進め、社会貢献活動が将来にわたり持続的に展開され、参加や支援が循環する環境づくりを推進するため、本指針を改定します。</u> 3 この指針における社会貢献活動の考え方 (1) 条例上の社会貢献活動の定義 条例第2条では、社会貢献活動を、個人又は法人その他の団体（以下「個人等」という。）が、自発的に、かつ、対価を得ないで役務の提供等を行う

骨子案	素 案
<u>活動（社会貢献活動者等を支援する活動を含む。）であって、宗教活動、政治活動、選挙活動、その他公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動以外のものとして捉える。団体の種類や法人格のみで判断せず、個々の活動の目的及び内容に即して取り扱う。</u> (2) 実費弁償、謝礼的な金銭等の取扱い 活動に要する実費弁償や社会通念上謝礼の範囲にとどまる金銭等を受ける活動（いわゆる「有償ボランティア」）については、<u>それが活動に対する正当な見合いとしての対価に当たらず、他の要件も満たす場合は、条例上の社会貢献活動として捉える。</u> (3) 社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備の位置付け 公益性の高い行事における参加料・入場料の徴収等の有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材の活用、デジタル技術の活用等は、<u>個々の行為が必ずしも条例第2条の社会貢献活動に該当するものではないが、活動を継続的かつ円滑に展開するために重要である。</u> このため、条例第8条に基づく本指針において、資金調達、人材の確保・育成、組織運営、情報発信、デジタル活用、連携・協働等の環境整備・基盤整備を支援施策として位置付ける。 <u>なお、寄付その他の金品の援助等は、その目的や用途等に応じ、条例第2条の要件を満たす場合は、社会貢献活動として捉える。</u> 4 指針の推進期間 推進期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とし、<u>社会環境、活動実態及び施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。</u>	<u>ことにより直接に社会に貢献する活動及びこれらの活動を行う個人等を同様に支援する活動と定めています。</u> <u>ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動その他公共の利益を害する行為をするおそれのある活動は含みません。</u> <u>個々の活動が条例上の社会貢献活動に該当するかどうかについては、団体の種類や法人格のみをもって判断せず、個々の活動の目的及び内容に即して取り扱います。</u> <u>なお、条例第2条に規定する「役務の提供等」には、寄付その他の金品の援助も含まれることから、その目的や用途等に応じ、同条の要件を満たす場合は、社会貢献活動として捉えます。</u> (2) 実費弁償、謝礼的な金銭等の取扱い 活動に要する実費弁償や社会通念上<u>の</u>謝礼の範囲にとどまる金銭等を受ける活動、<u>いわゆる「有償ボランティア」については、当該金銭等が活動に対する正当な見合いとしての対価に当たらず、他の要件も満たす場合は、条例上の社会貢献活動として捉えます。</u> (3) 社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備の位置付け <u>社会貢献活動を継続的かつ円滑に展開するためには、活動そのものに加え、その活動を支える環境や基盤を整備することが重要です。</u> <u>例えば、公益性の高い行事における参加料・入場料の徴収等の有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材の活用、デジタル技術の活用等は、個々の行為が必ずしも条例第2条の社会貢献活動に該当するものではありませんが、社会貢献活動を支える環境や基盤を形成する上で重要です。</u> このため、条例第8条に基づく本指針において、<u>事業収入を含む資金調達、人材の確保・育成、組織運営、情報発信、デジタル活用、連携・協働等の環境整備・基盤整備についても、社会貢献活動の支援に関する施策として位置付けます。</u> 4 指針の推進期間 <u>本指針の推進期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とします。推進期間中は、関連施策の進捗状況等を毎年度確認し、施策の改善に活用し</u>

骨子案	素 案
第1 社会貢献活動の現状と課題 1 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化 (1) 人口減少・少子高齢化 <u>活動を担う人材と地域課題に対応する主体が減少する中、若者、現役世代、高齢者、企業、大学、社会福祉法人等が、それぞれの強みや経験を生かして関わるのが重要となっている。</u> (2) 働き方やライフスタイルの変化 <u>コロナ禍を経て働き方やライフスタイルが変化し、複業・兼業、プロボノ等の関わり方が広がる一方、仕事、子育て、介護等により継続的な活動時間を確保しにくい人もいる。</u> (3) デジタル化の進展 <u>情報発信、オンライン相談、マッチング、会議運営、寄付・資金調達等でデジタル活用が広がる一方、団体の規模や構成員の年齢等による活用格差がある。</u> (4) 東日本大震災津波等の経験と災害への備え <u>震災の復旧・復興過程で、被災者支援、生活再建、見守り、コミュニティ支援等の知見とネットワークが蓄積され、行政、社会福祉協議会、NPO等による平時からの連携の重要性が認識されている。</u> (5) 活動への理解、共感及び信頼の重要性 <u>活動団体が県民、寄付者、企業、行政、地域住民等から継続的な参加、寄付、協力等を得るため、活動内容や成果を分かりやすく発信し、理解、共感及び信頼を得ることが重要となっている。</u>	ます。また、社会環境、活動実態及び県の総合計画等との整合を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行います。 第1 社会貢献活動の現状と課題 1 現状 (1) 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化 ア 人口減少・少子高齢化 <u>人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会貢献活動を担う人材や地域課題に対応する主体の減少が懸念されます。</u> イ 働き方やライフスタイルの変化 <u>コロナ禍を経て、働き方やライフスタイルが変化し、複業・兼業、プロボノ等の関わり方が広がっています。</u> <u>一方、仕事、学校、子育て、介護等により、継続的な活動時間を確保しにくい人もいます。</u> ウ デジタル化の進展 <u>情報発信、オンライン相談、マッチング、会議運営、寄付・資金調達等において、デジタル技術の活用が広がっています。一方、デジタル技術の活用状況には、活動団体の規模、構成員の年齢、知識・経験、利用環境等による差がみられます。</u> エ 東日本大震災津波等の経験と災害への備え <u>東日本大震災津波の復旧・復興過程では、行政、社会福祉協議会、NPO、企業、大学等の多様な主体が、被災者支援、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等に取り組みました。</u> <u>こうした取組を通じて、災害支援に関する知見やネットワークが蓄積されています。</u> <u>また、行政、社会福祉協議会、NPO等による平時からの連携に向けた取組も行われています。</u> オ 活動に関する情報発信の状況 <u>活動団体は、活動内容、成果、資金の使途等について、ウェブサイト、SNS、活動報告書等による情報発信を行っています。一方、その取組状況は活動団体によって異なっています。</u>

骨子案	素 案
<u>2 社会貢献活動の広がりと担い手</u> (1) 活動分野の広がり和社会的役割 NPO法人、ボランティア団体、個人等による社会貢献活動は、福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等の幅広い分野で行われ、地域課題の解決や地域社会の維持に重要な役割を果たしている。また、活動者にとって、地域とのつながりや社会参加、自己実現の機会となっている。 (2) 県民による活動 県民が、ボランティア活動への参加、知識・技能の提供、寄付等の様々な形で社会貢献活動に関わっている。 (3) 企業、大学、社会福祉法人等の活動 企業による地域貢献、大学による地域連携や学生参加、社会福祉法人による地域公益活動等が行われている。 (4) NPOによる災害支援活動、災害支援団体等の活動 震災後に形成された支援ネットワークと、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等の経験が、災害対応や平時の支援に生かされている。 <u>3 活動支援の現状</u> 県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織等により、次のような支援が行われている。 (1) 広報・啓発及び情報提供 ウェブサイト、SNS、情報誌、講演会、交流会等により、活動事例、参加者募集、助成制度、研修等の情報提供が行われているほか、活動団体の活動内容や成果の発信を支援する取組が行われている。 (2) 講座・研修及び人材育成 ボランティア活動に関心のある人やNPO法人・ボランティア団体等に対し、活動に必要な基礎的知識や団体運営等に関する講座・研修、活動体験の機会の提供、相談対応等が行われている。	<u>(2) 社会貢献活動の広がりと担い手</u> ア 活動分野の広がり和社会的役割 NPO法人、ボランティア団体、個人等による社会貢献活動は、福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等の幅広い分野で行われ、地域課題の解決や地域社会の維持に重要な役割を果たしています。また、社会貢献活動は、活動者にとっても、地域とのつながりや社会参加、自己実現等の機会となっています。 イ 県民による活動 県民は、ボランティア活動への参加、知識や技能の提供、寄付、活動に関する情報の発信等の様々な形で、社会貢献活動に関わっています。 ウ 企業、大学、社会福祉法人等の活動 企業による地域貢献や従業員の社会貢献活動への参加、大学による地域連携や学生の参加、社会福祉法人による地域における公益的な取組等が行われています。 エ 多様な主体による災害・復興支援活動 東日本大震災津波等の災害・復興過程では、NPO、ボランティア、企業、大学等による、被災者支援、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等の多様な社会貢献活動が行われてきました。 <u>(3) 活動支援の現状</u> 県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織等により、次のような社会貢献活動の支援に関する取組が行われています。 ア 広報・啓発及び情報提供 ウェブサイト、SNS、情報誌、講演会、交流会等により、活動事例、参加者募集、助成制度、研修等の情報提供が行われています。 また、活動団体の活動内容や成果の発信を支援する取組が行われています。 イ 講座・研修及び人材育成 社会貢献活動に関心のある人やNPO法人、ボランティア団体等に対し、活動に必要な基礎的知識、団体運営等に関する講座・研修、活動体験の機会の提供、相談対応等が行われています。

骨子案	素 案
(3) 支援拠点及び中間支援機能 県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして活動を支援している。 (4) 相談支援 活動への参加、団体の設立・運営、会計、労務、法務、広報、資金調達、連携・協働等に関する相談対応や、専門機関、連携先等の紹介が行われている。 (5) 交流、連携及び協働に関する支援 団体相互の交流や、NPOと行政等との意見交換、活動団体と関係機関等とのマッチングに向けた取組が行われている。 (6) 活動場所の提供 会議、交流、作業、情報収集等に利用できる場所や設備が、県、市町村、社会福祉協議会等により提供されている。 (7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援 補助・助成制度、寄付、会費、クラウドファンディング、認定NPO法人制度等に関する情報提供や相談が行われている。また、会計、労務、情報公開、ガバナンス、コンプライアンス等の団体運営に関する研修や相談が行われている。 (8) 災害時のボランティア活動に関する支援 災害ボランティアセンターの設置・運営研修、行政、社会福祉協議会、NPO等のネットワークづくり、情報共有等が行われている。 4 県民及び活動団体の意識・実態 (1) 県民の意識・実態 ア ボランティア活動への関心と参加状況 ボランティア活動への興味・関心を持つ人が一定程度いる一方、コロナ禍を経て実際の参加割合は低調となっている。	ウ 支援拠点及び中間支援機能 県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして活動者及び活動団体を支援しています。 エ 相談支援 活動への参加、団体の設立・運営、会計、労務、法務、広報、資金調達、連携・協働等に関する相談対応や、専門機関、連携先等の紹介が行われています。 オ 交流、連携及び協働に関する支援 団体相互の交流、NPOと行政等との意見交換、活動団体と関係機関等とのマッチングに向けた取組が行われています。 カ 活動場所の提供 会議、交流、作業、情報収集等に利用できる場所や設備が、県、市町村、社会福祉協議会等により提供されています。 キ 資金調達及び運営基盤強化に関する支援 補助・助成制度、寄付、会費、クラウドファンディング、認定NPO法人制度等に関する情報提供や相談が行われています。また、会計、労務、情報公開、ガバナンス、コンプライアンス等の団体運営に関する研修や相談が行われています。 ク 災害時のボランティア活動に関する支援 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する研修、行政、社会福祉協議会、NPO等のネットワークづくり、情報共有等が行われています。 (4) 県民及び活動団体の意識・実態 ア 県民の意識・実態 令和7年度、希望郷いわてモニター200名を対象に、ボランティアに関する意識調査を実施し、151名から回答を得ました。以下は、回答者の状況を整理したものです。 (ア) ボランティア活動への関心と参加状況 ボランティア活動に興味・関心があると回答した人が多い一方、その中には過去5年間に活動したことがない人もみられます。また、別途実

骨子案	素 案
イ 活動に参加していない理由 仕事、学校、子育て、介護等の時間的制約、一人では参加しにくいこと、関心に合う活動が見つからないことなどが挙げられている。 ウ 希望する支援 知識・技術を得る研修、必要経費への支援、活動機会や団体に関する情報、相談窓口の整備等が<u>挙げられている</u>。 エ 情報を得る手段 活動に関する情報は、<u>行政広報、職場・所属団体への案内、SNS、インターネット等から得られている</u>。 (2) 活動団体の意識・実態 ア 担い手・後継者の状況 中心的な役員・スタッフの高齢化、後継者不足、若者・学生及び現役世代の参加不足がみられる。 イ 連携・協働に関する意向 市町村、県、企業、他団体、社会福祉協議会、大学等との連携意向がみられる一方、接点、情報、仲介役の不足が挙げられている。 ウ 希望する支援 資金確保、活動場所、広報・情報発信、個別相談等が<u>挙げられている</u>。	<u>施している県民意識調査では、現在、ボランティア・NPO・市民活動を行っている人の割合は低い状況にあります。これらの調査から、活動への関心が必ずしも実際の参加に結び付いていない状況がうかがわれます。</u> (イ) 活動に参加していない理由 <u>活動に参加していない理由として、仕事、学校、子育て、介護等の時間的制約、一人では参加しにくいこと、関心に合う活動が見つからないことなどが挙げられています。</u> (ウ) 希望する支援 <u>活動に必要な知識・技術を得るための研修、必要経費への支援、活動機会や活動団体に関する情報、相談窓口の整備等が求められています。</u> (エ) 情報を得る手段 <u>活動経験のある回答者では、活動に関する情報を知ったきっかけとして、市町村や県の広報、職場・所属団体への案内、SNS、インターネット等が挙げられています。</u> イ 活動団体の意識・実態 <u>令和8年度、NPO法人や社団法人・財団法人、ボランティア団体等689団体に実態・意識調査の依頼はがきを郵送し、宛先不明等を除く642団体のうち、190団体から回答を得ました。以下は、回答団体の状況を整理したものです。</u> (ア) 担い手・後継者の状況 中心的な役員・スタッフの高齢化、後継者不足、若者・学生及び現役世代の参加不足がみられます。 (イ) 連携・協働に関する意向 市町村、県、企業、他団体、社会福祉協議会、大学等との連携意向がみられる一方、<u>連携するための接点、情報、仲介役の不足が挙げられています。</u> (ウ) 希望する支援 資金確保、活動場所、広報・情報発信、個別相談等に関する支援が<u>求められています。</u>

骨子案	素 案
エ 災害支援活動への関心等 災害支援への関心を示す団体が一定程度あり、必要な体制として、行政、社会福祉協議会、NPO等による情報共有の場づくり、役割分担等の整理、団体・人材のネットワークづくり等が挙げられている。 5 課題 (1) 活動への参加のきっかけや機会の充実 活動の意義や情報を分かりやすく伝え、相談や体験などを充実し、関心を実際の参加につなげる必要がある。 (2) 担い手の確保 若者、学生、現役世代、高齢者等が経験や能力を生かして参加しやすい環境を整えるとともに、団体の担い手の確保を支援する必要がある。 (3) 活動団体の運営基盤の強化 資金、会計、労務、法務、広報、デジタル活用、事業計画、ガバナンス等の運営基盤を強化する必要がある。 (4) 行政とNPO等との連携・協働の推進 福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野において、行政とNPO、社会福祉協議会、中間支援組織等が相互の特性や専門性を理解し、適切な役割分担の下で連携・協働を進める必要がある。 (5) 活動への理解及び共感の促進 活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解と共感を広げる必要がある。 (6) 災害時と平時をつなぐ連携体制の整備 災害発生時の役割分担、情報共有、受入窓口、支援ニーズの調整等を円滑に行うため、平時から関係を構築し、生活再建、孤立防止、見守り等の中長期支援も見据えた連携体制を整備する必要がある。	(エ) 災害支援活動への関心等 災害支援への関心を示す回答団体が一定程度あり、必要な体制として、行政、社会福祉協議会、NPO等による情報共有の場づくり、役割分担等の整理、団体・人材のネットワークづくり等が挙げられている。 2 課題 (1) 活動への参加のきっかけや機会の充実 活動の意義、活動事例、募集情報等を分かりやすく伝えとともに、相談、学習及び体験の機会を充実し、活動への関心を実際の参加につなげる必要があります。 (2) 担い手の確保 幅広い年代の県民が、それぞれの経験や能力を生かして社会貢献活動に参加しやすい環境を整え、活動の担い手の裾野を広げるとともに、活動団体における担い手の確保を支援する必要があります。 (3) 活動団体の運営基盤の強化 活動団体が継続的、安定的に活動を展開するため、資金、会計、労務、法務、広報、デジタル活用、事業計画、ガバナンス等の運営基盤を強化する必要があります。 (4) 多様な主体の連携・協働の推進 福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野において、行政とNPO、社会福祉協議会、中間支援組織等が相互の特性や専門性を理解し、適切な役割分担の下で連携・協働を進める必要があります。 (5) 活動への理解及び共感の促進 活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解及び共感を広げ、県民、企業等による参加や支援につなげる必要があります。 (6) 災害時と平時をつなぐ連携体制の整備 災害発生時の役割分担、情報共有、受入窓口、支援ニーズの調整等を円滑に行うため、平時から関係を構築し、生活再建、孤立防止、見守り等の中長期的な支援も見据えた連携体制を整備する必要があります。

骨子案	素 案
第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 1 基本的な支援の方針 社会貢献活動の支援は、活動者及び活動団体の自主性の尊重、県と活動者及び活動団体との対等な関係の下での協働・協調、活動の利益を受ける者の意思及び人格の尊重を基本原則として、<u>県民のだれもが社会貢献活動をしたいときにできるように、また、より活動しやすくなるよう、活動環境を整備することを基本とする。</u> また、多様な主体の連携・協働により、社会貢献活動が持続的に展開され、参加や<u>支援が循環する環境づくりを進める。</u> 2 活動環境の整備の方向 (1) 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり 活動の意義や事例を広く紹介し、地域とのつながりや自己実現にもつながる多様な参加機会、情報提供、相談、学習<u>及び体験等を充実する。</u> (2) 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり 支援拠点及び中間支援機能、相談<u>・</u>コーディネート機能、情報共有及びデジタル活用、交流<u>・</u>連携、活動場所、人材育成、資金調達及び運営基盤の強化を進める。 (3) 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり 活動内容や成果の発信等により社会的理解と共感を広げ、企業、社会福祉法人等の参画、<u>寄付等の普及</u>を通じて、活動を支える人材、資金、情報等が循環する環境を整備する。 (4) 災害時に備えた連携・支援体制づくり 東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を継承し、災害時に多様な主体による支援が円滑に行われるよう、平時からの連携・受援体制、知見の継承及び人材育成、情報共有及び連絡調整等が行われる環境を整備<u>する。</u>	第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 1 基本的な支援の方針 社会貢献活動の支援は、活動者及び活動団体の自主性の尊重、県と活動者及び活動団体との対等な関係の下での協働・協調、活動の利益を受ける者の意思及び人格の尊重を基本原則と<u>します。</u> <u>この基本原則の下、</u>県民のだれもが社会貢献活動をしたいときにできるように、また、活動者及び活動団体がより活動しやすくなるよう、活動環境を整備することを基本と<u>します。</u> また、多様な主体の連携・協働により、社会貢献活動が持続的に展開され、<u>活動への参加や活動を支える取組が循環する環境づくりを進めます。</u> 2 活動環境の整備の方向 第1で整理した課題を踏まえ、次の4つの方向により、多様な主体の連携・協働の下で活動環境を整備<u>します。</u> (1) 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり <u>社会貢献活動の意義や活動事例を広く紹介し、地域とのつながりや自己実現にもつながる多様な参加機会、情報提供、相談、学習及び体験等を充実します。</u> (2) 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり 支援拠点及び中間支援機能、相談<u>及び</u>コーディネート機能、情報共有及びデジタル活用、交流<u>、</u>連携<u>及び</u>協働、活動場所、人材育成<u>及び</u>活用、資金調達及び運営基盤の強化を進め<u>ます。</u> (3) 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり 活動内容や成果の発信等により社会的理解と共感を広げ、<u>県民、企業、社会福祉法人等の参画や寄付</u>を通じて、活動を支える人材、資金、情報等が循環する環境を整備<u>します。</u> (4) 災害時に備えた連携・支援体制づくり 東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を継承し、災害時に多様な主体による支援が円滑に行われるよう、平時からの連携・受援体制の整備、<u>災害ボランティアセンターの運営支援、知見の継承及び人材育成、中長期的な被災者支援を見据えた連携、情報共有及び連絡調整等が行われる環境を整備し</u>

骨子案	素 案
第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 社会環境、活動実態及び県民・活動団体等のニーズを踏まえ、県、市町村及び関係機関・団体がそれぞれの役割及び特性に応じて連携・協働し、次の施策を推進する。 1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり (1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握 活動事例、募集情報、助成制度等について、<u>活動地域、分野、日時、参加条件等の必要な情報を分かりやすく提供する</u>。また、活動希望者、地域及び団体のニーズを把握し、情報提供及び施策の<u>検討に活用する</u>。 (2) 学習及び活動体験の機会の提供 講座、説明会、学校、大学、社会教育施設等における学習・体験の機会を<u>提供し、初めて参加する人が安心して活動できる受入環境を整える</u>。	ます。 第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 社会環境、活動実態及び県民・活動団体等のニーズを踏まえ、<u>県は、条例及び本指針に基づき、市町村及び関係機関・団体等との連携・協働の下、次に掲げる方向に沿って、社会貢献活動を支える環境の整備を推進します</u>。 なお、<u>【具体的方策例】は、県が直接実施する取組のほか、市町村及び関係機関・団体等と連携して実施する取組や、これらの主体による取組を県が支援、促進又は調整するものを含む例示です</u>。 1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり (1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握 活動事例、募集情報、助成制度等について、<u>必要な情報を分かりやすく提供します</u>。また、活動希望者、地域及び活動団体のニーズを把握し、情報提供及び施策の<u>改善に活用します</u>。 【具体的方策例】 ① <u>活動事例、募集情報、講座・研修、助成制度等に関する情報の収集・発信</u> ② <u>活動の意義、成果及び参加方法等の紹介</u> ③ <u>相談、アンケート、意見交換等による活動ニーズの把握と施策への活用</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等) (2) 学習及び活動体験の機会の提供 講座、説明会、学校、大学、社会教育施設等における学習・体験の機会を<u>通じ、社会貢献活動への理解と参加を促進するとともに、初めて参加する人が安心して活動できる環境づくりを支援します</u>。 【具体的方策例】 ① <u>社会貢献活動の意義、活動事例、参加方法等を学ぶ講座・説明会の実施</u> ② <u>学校、大学、社会教育施設等と連携した学習・活動体験の機会の提供</u> ③ <u>初めて参加する人を受け入れるための事前説明、相談、活動紹介等の</u>

骨子案	素 案
(3) 多様な参加機会の充実 <u>学校、大学、企業等と連携し、若者、学生、現役世代等が、短時間、単発、休日・夜間、オンライン、プロボノ等の専門性を生かした多様な関わり方等により、それぞれの生活状況、経験及び能力に応じて参加できる機会を充実する。</u> 2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり (1) 支援拠点及び中間支援機能の充実 <u>県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして、活動者及び活動団体を支援する。</u> (2) 相談及びコーディネート機能の充実 <u>担い手の確保、資金、広報、会計・労務、連携先等の様々な課題について</u>	<u>実施</u> <u>(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、学校、大学、社会教育施設、NPO等)</u> (3) 多様な参加機会の充実 <u>幅広い年代の県民や県外の人材が、活動地域、生活状況、経験及び能力等に応じ、オンラインやプロボノ等を含む多様な形で参加できる環境づくりを、学校、大学、企業等との連携も図りながら進めます。</u> <u>【具体的方策例】</u> ① <u>活動地域や、短時間・単発、休日・夜間、オンライン等の参加条件に応じた活動情報の収集・発信</u> ② <u>企業、大学等と連携した参加機会の提供</u> ③ <u>プロボノ等の専門性を生かした参画方法や活用事例の紹介</u> <u>(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学)</u> 2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり (1) 支援拠点及び中間支援機能の充実 <u>県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かし、相互に連携して活動者及び活動団体を支援します。</u> <u>【具体的方策例】</u> ① <u>県NPO活動交流センターにおける県域的な情報提供、相談、研修、交流及び連携支援</u> ② <u>地域の支援拠点等による身近な支援と、支援拠点間の相互紹介・連携対応の促進</u> ③ <u>各支援拠点の役割、相談内容等の周知及び支援に有用な情報の共有</u> ④ <u>支援拠点・中間支援組織の職員等を対象とした研修・情報交換</u> <u>(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織)</u> (2) 相談及びコーディネート機能の充実 <u>担い手の確保、資金、広報、会計・労務、連携先等の様々な課題について</u>

骨子案	素 案
相談に応じ、関連情報を提供するとともに、必要に応じて適切な相談窓口や支援先につなぐ。 (3) 情報共有及びデジタル活用に関する支援 活動団体の情報、ボランティア等の募集情報、各種講座・研修、助成制度、活動施設等に関する情報の共有・発信を進めるとともに、デジタル活用に関する研修や情報提供を行う。 (4) 交流、連携及び協働に関する支援 団体相互の交流や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による意見交換の機会を設けるとともに、連携・協働の考え方や取組事例を提供し、関係主体の相互理解と連携・協働を促進する。また、地域課題や活動ニーズに応じ、関係主体間のマッチングを支援する。	相談に応じ、関連情報を提供するとともに、必要に応じて適切な相談窓口、専門家、支援先等につなぎます。 【具体的方策例】 ① 活動への参加、団体の設立・運営、担い手、資金、広報、会計・労務等に関する相談対応 ② 利用可能な制度、支援機関、専門相談先等の情報提供・紹介 ③ 対面、電話、電子メール、オンライン等による相談機会の確保 (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織、NPO等、企業、大学) (3) 情報共有及びデジタル活用に関する支援 活動団体に関する情報、活動者の募集情報、講座・研修、助成制度、活動施設等に関する情報の共有・発信を進めるとともに、AIを含むデジタル技術の活用に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。 【具体的方策例】 ① 活動団体に関する情報、活動者の募集情報、講座・研修、助成制度、活動施設等に関する情報の収集・共有・発信 ② ウェブサイト、SNS、オンライン会議、AI等のデジタル活用事例や学習機会の提供 (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等) (4) 交流、連携及び協働に関する支援 団体相互や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による交流・意見交換の機会を設けるとともに、連携・協働の考え方や取組事例を提供し、相互理解と連携・協働を促進します。また、地域課題の解決や活動団体のニーズに対応するため、関係主体間のマッチングを支援します。 【具体的方策例】 ① 活動団体相互や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による交流・意見交換 ② 連携・協働の考え方、役割分担、取組事例、成果等に関する情報提供 ③ 活動団体と行政、企業、大学、他の活動団体等とのマッチング支援

骨子案	素 案
(5) 活動場所の確保 活動支援拠点等の会議・作業・交流スペースを<u>提供する</u>など、活動の場の確保が図られるよう、<u>必要な支援に努める</u>。 (6) 人材育成及び人材活用に関する支援 活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等の育成に向け、<u>研修・講座等の機会を提供するとともに、活動団体に対し、専門性や経験を有する人材の活用方法や取組事例に関する情報を提供する</u>。 (7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援 助成金、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等の多様な資金調達や、事業計画、会計、労務、ガバナンス等について、<u>制度や相談窓口に関する情報提供及び研修を行う</u>。	(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学) (5) 活動場所の確保 活動支援拠点等の会議・作業・交流スペースの<u>提供や、利用可能な施設等の情報提供を通じ、活動の場の確保が図られるよう支援します</u>。 【具体的方策例】 ① <u>県NPO活動交流センター等における会議・作業・交流等の活動場所の提供</u> ② <u>公共施設や民間施設等の利用に関する情報の収集・提供</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、企業、大学、社会福祉法人等) (6) 人材育成及び人材活用に関する支援 活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等の育成に向けた<u>学習機会を充実するとともに、専門性や経験を有する人材の活用に関する情報提供等を行います</u>。 【具体的方策例】 ① <u>社会貢献活動の基礎や団体運営に関する研修・講座等の実施</u> ② <u>コーディネーター、中間支援人材等の育成及び情報交換</u> ③ <u>専門性や経験を有する人材の活用事例、相談窓口等に関する情報提供</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学) (7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援 助成金、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等の多様な資金調達や、事業計画、会計、労務、ガバナンス等について、<u>情報提供、研修及び相談等を行います</u>。 【具体的方策例】 ① <u>補助・助成制度、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等の資金調達に関する情報提供</u> ② <u>事業計画、収支計画、資金調達、会計、労務等に関する研修・相談</u> ③ <u>活動内容、成果及び資金の使途を支援者に伝える情報発信への支援</u>

骨子案	素 案
3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり (1) 社会的理解及び共感の促進 活動事例、成果等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解、共感、参加及び支援を<u>促進する</u>。 (2) 企業、社会福祉法人等の参画促進 ボランティア休暇制度の普及、従業員の参加、プロボノ、専門性を生かした協力、寄付・協賛、施設・物品の提供等を<u>促進する</u>。 (3) 寄付の普及啓発 寄付について、<u>遺贈寄付、寄付型クラウドファンディング等の多様な方法</u>や活用事例を県民、企業等に周知し、社会貢献活動等への継続的な支援を<u>促進する</u>。	<u>④ ガバナンス、コンプライアンス等に関する情報提供及び必要に応じた専門相談先の紹介</u> <u>⑤ 認定NPO法人制度の普及及び認定取得に向けた相談・支援</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等) 3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり (1) 社会的理解及び共感の促進 活動事例、成果等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解、共感、参加及び支援を<u>促進します</u>。 【具体的方策例】 <u>① 活動事例、成果及び社会貢献活動の意義の発信</u> <u>② 活動団体の情報公開や分かりやすい説明を支援する研修・相談等</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学) (2) 企業、社会福祉法人等の参画促進 ボランティア休暇制度の普及、従業員の参加、プロボノ、専門性を生かした協力、寄付・協賛、施設・物品の提供等、<u>多様な参画を促進します</u>。 【具体的方策例】 <u>① 企業、社会福祉法人等による社会貢献活動、NPO等との連携事例及び多様な参画方法の情報発信</u> <u>② ボランティア休暇制度や従業員等の参加を促進する取組の周知</u> <u>③ 企業、社会福祉法人等と活動団体との交流、マッチング及び連携・協働に関する支援</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、社会福祉法人) (3) 寄付の普及啓発 寄付について、多様な方法や活用事例を県民、企業等に周知し、社会貢献活動等への継続的な支援を<u>促進します</u>。 【具体的方策例】 <u>① 金銭、物品、遺贈寄付、寄付型クラウドファンディング等の寄付方</u>

骨子案	素 案
(4) 損害補償制度の周知 県民のだれもが安心して活動に参加することができるよう、ボランティア活動保険等の損害補償制度の周知を図る。 4 災害時に備えた連携・支援体制づくり (1) 平時からの連携・受援体制の整備 行政、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体、企業、大学、専門職団体等が、平時から役割分担、受援体制及び受入窓口を確認し、関係を構築する。 (2) 災害ボランティアセンター等の運営支援 災害ボランティアセンター等の円滑な設置・運営に向け、関係機関と連携し、研修、訓練、マニュアルの整備、運営人材、資機材、情報通信環境等の	法、社会貢献活動への支援につながる多様な寄付の仕組み、税制、認定NPO法人制度及び専門相談先等に関する情報提供 ② 寄付を活用した社会貢献活動の内容、成果及び地域への効果の紹介 ③ 活動団体による寄付募集、寄付者への報告、寄付の使途・成果の情報公開等に関する研修・情報提供 (主な関係主体：県、市町村、中間支援組織、NPO等) (4) 損害補償制度の周知 県民のだれもが安心して活動に参加することができるよう、ボランティア活動保険等の損害補償制度の周知を図ります。 【具体的方策例】 ① ボランティア活動保険等の損害補償制度に関する情報提供・周知 ② 活動者及び受入団体に対する安全管理、事故防止等に関する情報提供・啓発 ③ 社会福祉協議会、支援拠点等と連携した保険制度に関する相談対応 (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、支援拠点、NPO等) 4 災害時に備えた連携・支援体制づくり (1) 平時からの連携・受援体制の整備 行政、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等が、平時から情報共有や役割の確認を行い、災害時の円滑な受援及び関係主体間の連携に備えます。 【具体的方策例】 ① 関係主体による平時からの情報交換・協議 ② 各主体の役割、連絡窓口及び外部支援の受入れに関する情報共有・確認 ③ 訓練、研修、事例検討等を通じた連携体制の確認 ④ 県外支援団体を含む円滑な受入れに必要な団体情報等の共有・活用 (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等) (2) 災害ボランティアセンターの運営支援 災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向け、関係機関と連携し、研修及び訓練の実施、マニュアルの整備、運営人材の育成、資機材や情

骨子案	素 案
確保に向けた取組を支援する。 (3) 知見の継承及び人材育成 東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を共有するとともに、関係機関・団体と連携し、災害時の支援調整を担う人材の育成や中間支援機能の充実に<u>つなげる</u>。 (4) 中長期的な被災者支援 発災直後の対応に加え、被災者一人ひとりの被災状況や課題を把握し、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ再生等の中長期的な支援を見据え、関係機関・<u>団体と、関係分野の専門機関との連携・調整が図られるよう支援する</u>。	報通信環境の確保等を支援します。 【具体的方策例】 ① 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する研修、訓練等の実施・支援 ② 災害ボランティアセンターの運営に必要なマニュアル等の整備及び活用に関する支援 ③ 運営を担う人材の育成及び経験者等のネットワークづくり ④ 資機材、情報通信環境等の確保に関する支援 (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等) (3) 知見の継承及び人材育成 東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を共有するとともに、関係機関・団体と連携し、災害時の支援調整を担う人材の育成や中間支援機能の充実に<u>つなげます</u>。 【具体的方策例】 ① 東日本大震災津波等における取組、成果、課題及び教訓の記録・発信 ② 災害支援経験者、行政、社会福祉協議会、NPO等による経験共有、研修、事例検討 ③ 災害時の支援調整や多主体連携を担う人材・団体のネットワークづくり (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO、災害支援団体、学校、大学等) (4) 中長期的な被災者支援 発災直後の対応に加え、被災者一人ひとりの状況や課題を踏まえ、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ形成等の中長期的な支援を見据え、被災者支援を行う活動団体と関係機関・専門機関との連携・調整が図られるよう支援します。 【具体的方策例】 ① 被災者支援を行う活動団体と行政、社会福祉協議会、専門機関等との連携による生活再建支援

骨子案	素 案
(5) 情報共有及び連絡調整の円滑化 災害時に、関係機関・団体による被害状況、支援ニーズ、活動団体、専門人材、提供可能な支援等の情報共有や、支援ニーズに対して、活動団体、専門人材、ボランティア等の調整が円滑に行われるよう、平時から情報共有方法や連絡体制の確認を促進する。 第4 社会貢献活動支援の推進体制 1 県の役割 県は、条例及び本指針に基づき、社会貢献活動の支援に関する基本的かつ総合的な施策を推進するとともに、市町村との連携及び協力の下に、広域的な見地から総合調整を行う。 また、県域的・広域的な情報提供、相談支援、人材育成、団体の運営基盤の強化、関係主体間の連携・協働の促進等を通じて、社会貢献活動を支える環境整備を進める。 さらに、各分野における地域課題の解決に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進める。 加えて、県民の参加状況、活動団体の活動実態等について、必要な調査及び研究を行い、その結果を施策の改善に活用する。 2 市町村の役割 市町村は、本指針を活用し、住民に身近な行政主体として、社会貢献活動に関する情報提供、相談、活動場所の確保、関係主体間の連携促進等、地域の実情に応じた支援施策の推進及び社会貢献活動を支える環境の整備に努める。	② <u>地域住民、活動団体、行政等によるコミュニティ形成等の取組への支援</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、NPO、地域住民等) (5) 情報共有及び連絡調整の円滑化 災害時に、関係機関・団体による被害状況、支援ニーズ、活動状況等の情報共有や、支援ニーズと活動団体、専門人材、ボランティア等との調整が円滑に行われるよう、平時から情報共有方法や連絡体制の確認を促進します。 【具体的方策例】 ① <u>災害時に共有する情報項目、共有方法、連絡窓口、連絡・調整体制等の平時からの確認</u> (主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO、災害支援団体等) 第4 社会貢献活動支援の推進体制 1 県の役割 県は、条例及び本指針に基づき、社会貢献活動の支援に関する基本的かつ総合的な施策を推進するとともに、市町村との連携及び協力の下に、広域的な見地から総合調整を行います。 また、県域的・広域的な情報提供、相談支援、人材育成、団体の運営基盤の強化、関係主体間の連携・協働の促進等を通じて、社会貢献活動を支える環境整備を進めます。 さらに、福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野における地域課題の解決に向けた施策の検討や事業の実施に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進めます。 加えて、関連事業等の実施状況、既存の調査・統計、相談等を通じて把握した活動実態や支援ニーズ等を継続的に確認し、施策の改善に活用します。また、必要に応じて社会貢献活動の支援に関する調査及び研究を行います。 2 市町村の役割 市町村は、<u>条例第4条に基づき、地域の実情に応じて、それぞれの立場において、社会貢献活動を支援するよう努めるものとされています。</u> <u>この役割を踏まえ、本指針を活用し、住民に身近な行政主体として、社会貢</u>

骨子案	素 案
また、各分野における地域課題の解決に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進める。 3 関係機関・団体等に期待される役割 社会福祉協議会、ボランティアセンター及び中間支援組織には、それぞれの専門性や地域性を生かし、社会貢献活動に関する情報提供、相談、コーディネート、交流及び連携の促進等を通じて、活動者及び活動団体を支援することが期待される。 また、NPO、企業、大学、社会福祉法人等には、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画するとともに、地域課題や活動目的を共有し、相互に連携・協働することが期待される。	献活動に関する情報提供、相談、活動場所の確保等、地域の実情に応じた支援施策の推進に努めるものとします。併せて、関係主体間の連携促進等を通じ、社会貢献活動を支える環境の整備を進めることが期待されます。 また、福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野における地域課題の解決に向けた施策の検討や事業の実施に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進めることが期待されます。 3 関係機関・団体等に期待される役割 社会福祉協議会、ボランティアセンター及び中間支援組織には、それぞれの専門性や地域性を生かし、社会貢献活動に関する情報提供、相談、コーディネート、交流及び連携の促進等を通じて、活動者及び活動団体を支援することが期待されます。 また、NPO、企業、大学、社会福祉法人等には、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画するとともに、地域課題や活動目的を共有し、相互に連携・協働することが期待されます。

備考 改定部分は、下線の部分である。

社会貢献活動の支援に関する指針

【改定素案】

目 次

序 指針の基本的事項 (P1)

- 1 指針の性格
- 2 指針の策定経緯及び改定の趣旨
- 3 この指針における社会貢献活動の考え方
- 4 指針の推進期間

第 1 社会貢献活動の現状と課題 (P2)

- 1 現状
- 2 課題

第 2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 (P5)

- 1 基本的な支援の方針
- 2 活動環境の整備の方向

第 3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 (P6)

- 1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり
 - (1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握
 - (2) 学習及び活動体験の機会の提供
 - (3) 多様な参加機会の充実
- 2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり
 - (1) 支援拠点及び中間支援機能の充実
 - (2) 相談及びコーディネート機能の充実
 - (3) 情報共有及びデジタル活用に関する支援
 - (4) 交流、連携及び協働に関する支援
 - (5) 活動場所の確保
 - (6) 人材育成及び人材活用に関する支援
 - (7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援
- 3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり
 - (1) 社会的理解及び共感の促進
 - (2) 企業、社会福祉法人等の参画促進
 - (3) 寄付の普及啓発
 - (4) 損害補償制度の周知
- 4 災害時に備えた連携・支援体制づくり
 - (1) 平時からの連携・受援体制の整備
 - (2) 災害ボランティアセンターの運営支援
 - (3) 知見の継承及び人材育成
 - (4) 中長期的な被災者支援
 - (5) 情報共有及び連絡調整の円滑化

第 4 社会貢献活動支援の推進体制 (P10)

- 1 県の役割
- 2 市町村の役割
- 3 関係機関・団体等に期待される役割

序 指針の基本的事項

1 指針の性格

- (1) 本指針は、社会貢献活動の支援に関する条例（平成 10 年岩手県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 8 条に基づき、中・長期的な展望に立って、社会貢献活動の支援に関する施策の基本的な方向を定め、県が支援施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。
- (2) 本指針は、市町村が、それぞれの地域の実情に応じた社会貢献活動の支援施策を立案・推進し、県との連携及び協力の下で支援を進める際の指針として活用されるものです。
- (3) 本指針は、関係機関・団体等に対して、社会貢献活動への理解を深めるとともに、それぞれの立場や特性に応じて社会貢献活動に関わることを期待するものです。

2 指針の策定経緯及び改定の趣旨

(1) 指針の策定経緯

阪神・淡路大震災やナホトカ号重油流出事故等を契機として、ボランティア活動や NPO 活動の重要性が広く社会に認識され、これらの活動を支援する制度創設の要請が高まりました。

こうした中、平成 10 年には、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）が制定されました。また、県においては、ボランティア活動や NPO 活動を側面的に支援するため、平成 10 年に条例を制定し、平成 11 年に同条例に基づき本指針を策定しました。

(2) 指針策定後の状況の変化

本指針の策定以降、本県の社会貢献活動は、NPO 法人制度の定着や活動分野の広がり、東日本大震災津波を契機とした活動の活発化などにより、地域社会を支える基盤として重要な役割を果たしてきました。

また、社会貢献活動は、地域課題の解決に加え、地域とのつながりや自己実現を通じ、県民の幸福やウェルビーイングを高める上でも重要なものとなっています。

一方、人口減少・少子高齢化、コロナ禍を経た働き方やライフスタイルの変化、デジタル技術の進展など、活動を取り巻く環境は大きく変化しています。また、東日本大震災津波等における支援活動を通じ、行政、社会福祉協議会、NPO 等が平時から連携する重要性も高まっています。

こうした中、コロナ禍を経て活動への参加割合が低調となっていることや、活動への関心が参加に十分結び付いていないこと、活動団体における担い手の確保や運営基盤の強化等が課題となっています。

持続可能な地域社会を形成するためには、これらの課題に対応するとともに、多様な主体がそれぞれの強みを生かして参画し、連携・協働することが一層重要となっています。

(3) 指針改定の趣旨

こうした社会環境や活動実態の変化及び課題を踏まえ、デジタル技術や専門性を生かした多様な関わり方等も活用し、参加機会の充実、人材育成、相談支援、資金調達、連携・協働、災害時と平時をつなぐ支援体制の整備等を進め、社会貢献活動が将来にわたり持続的に展開され、参加や支援が循環する環境づくりを推進するため、本指針を改定します。

3 この指針における社会貢献活動の考え方

(1) 条例上の社会貢献活動の定義

条例第 2 条では、社会貢献活動を、個人又は法人その他の団体（以下「個人等」という。）が、自発的に、かつ、対価を得ないで役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動及びこれらの活動を行う個人等を同様に支援する活動と定めています。

ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動その他公共の利益を害する行為をするおそれのある活動は含みません。

個々の活動が条例上の社会貢献活動に該当するかどうかについては、団体の種類や法人格のみをもって判断せず、個々の活動の目的及び内容に即して取り扱います。

なお、条例第2条に規定する「役務の提供等」には、寄付その他の金品の援助も含まれることから、その目的や使途等に応じ、同条の要件を満たす場合は、社会貢献活動として捉えます。

(2) 実費弁償、謝礼的な金銭等の取扱い

活動に要する実費弁償や社会通念上の謝礼の範囲にとどまる金銭等を受ける活動、いわゆる「有償ボランティア」については、当該金銭等が活動に対する正当な見合いとしての対価に当たらず、他の要件も満たす場合は、条例上の社会貢献活動として捉えます。

(3) 社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備の位置付け

社会貢献活動を継続的かつ円滑に展開するためには、活動そのものに加え、その活動を支える環境や基盤を整備することが重要です。

例えば、公益性の高い行事における参加料・入場料の徴収等の有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材の活用、デジタル技術の活用等は、個々の行為が必ずしも条例第2条の社会貢献活動に該当するものではありませんが、社会貢献活動を支える環境や基盤を形成する上で重要です。

このため、条例第8条に基づく本指針において、事業収入を含む資金調達、人材の確保・育成、組織運営、情報発信、デジタル活用、連携・協働等の環境整備・基盤整備についても、社会貢献活動の支援に関する施策として位置付けます。

4 指針の推進期間

本指針の推進期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とします。

推進期間中は、関連施策の進捗状況等を毎年度確認し、施策の改善に活用します。また、社会環境、活動実態及び県の総合計画等との整合を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行います。

第1 社会貢献活動の現状と課題

1 現状

(1) 社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化

ア 人口減少・少子高齢化

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会貢献活動を担う人材や地域課題に対応する主体の減少が懸念されます。

イ 働き方やライフスタイルの変化

コロナ禍を経て、働き方やライフスタイルが変化し、複業・兼業、プロボノ等の関わり方が広がっています。

一方、仕事、学校、子育て、介護等により、継続的な活動時間を確保しにくい人もいます。

ウ デジタル化の進展

情報発信、オンライン相談、マッチング、会議運営、寄付・資金調達等において、デジタル技術の活用が広がっています。

一方、デジタル技術の活用状況には、活動団体の規模、構成員の年齢、知識・経験、利用環境等による差がみられます。

エ 東日本大震災津波等の経験と災害への備え

東日本大震災津波の復旧・復興過程では、行政、社会福祉協議会、NPO、企業、大学等の多様な主体が、被災者支援、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等に取り組みました。

こうした取組を通じて、災害支援に関する知見やネットワークが蓄積されています。

また、行政、社会福祉協議会、NPO等による平時からの連携に向けた取組も行われています。

オ 活動に関する情報発信の状況

活動団体は、活動内容、成果、資金の使途等について、ウェブサイト、SNS、活動報告書等による情報発信を行っています。一方、その取組状況は活動団体によって異なります。

(2) 社会貢献活動の広がりと担い手

ア 活動分野の広がりと社会的役割

NPO法人、ボランティア団体、個人等による社会貢献活動は、福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等の幅広い分野で行われ、地域課題の解決や地域社会の維持に重要な役割を果たしています。

また、社会貢献活動は、活動者にとっても、地域とのつながりや社会参加、自己実現等の機会となっています。

イ 県民による活動

県民は、ボランティア活動への参加、知識や技能の提供、寄付、活動に関する情報の発信等の様々な形で、社会貢献活動に関わっています。

ウ 企業、大学、社会福祉法人等の活動

企業による地域貢献や従業員の社会貢献活動への参加、大学による地域連携や学生の参加、社会福祉法人による地域における公益的な取組等が行われています。

エ 多様な主体による災害・復興支援活動

東日本大震災津波等の災害・復興過程では、NPO、ボランティア、企業、大学等による、被災者支援、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等の多様な社会貢献活動が行われてきました。

(3) 活動支援の現状

県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織等により、次のような社会貢献活動の支援に関する取組が行われています。

ア 広報・啓発及び情報提供

ウェブサイト、SNS、情報誌、講演会、交流会等により、活動事例、参加者募集、助成制度、研修等の情報提供が行われています。

また、活動団体の活動内容や成果の発信を支援する取組が行われています。

イ 講座・研修及び人材育成

社会貢献活動に関心のある人やNPO法人、ボランティア団体等に対し、活動に必要な基礎的知識、団体運営等に関する講座・研修、活動体験の機会の提供、相談対応等が行われています。

ウ 支援拠点及び中間支援機能

県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かして活動者及び活動団体を支援しています。

エ 相談支援

活動への参加、団体の設立・運営、会計、労務、法務、広報、資金調達、連携・協働等に関する相談対応や、専門機関、連携先等の紹介が行われています。

オ 交流、連携及び協働に関する支援

団体相互の交流、NPOと行政等との意見交換、活動団体と関係機関等とのマッチングに向けた取組が行われています。

カ 活動場所の提供

会議、交流、作業、情報収集等に利用できる場所や設備が、県、市町村、社会福祉協議会等により提供されています。

キ 資金調達及び運営基盤強化に関する支援

補助・助成制度、寄付、会費、クラウドファンディング、認定NPO法人制度等に関する情報提供や相談が行われています。

また、会計、労務、情報公開、ガバナンス、コンプライアンス等の団体運営に関する研修や相談が行われています。

ク 災害時のボランティア活動に関する支援

災害ボランティアセンターの設置・運営に関する研修、行政、社会福祉協議会、NPO等のネットワークづくり、情報共有等が行われています。

(4) 県民及び活動団体の意識・実態

ア 県民の意識・実態

令和7年度、希望郷いわてモニター200名を対象に、ボランティアに関する意識調査を実施し、151名から回答を得ました。以下は、回答者の状況を整理したものです。

(ア) ボランティア活動への関心と参加状況

ボランティア活動に興味・関心があると回答した人が多い一方、その中には過去5年間に活動したことがない人もみられます。また、別途実施している県民意識調査では、現在、ボランティア・NPO・市民活動を行っている人の割合は低い状況にあります。これらの調査から、活動への関心が必ずしも実際の参加に結び付いていない状況がうかがわれます。

(イ) 活動に参加していない理由

活動に参加していない理由として、仕事、学校、子育て、介護等の時間的制約、一人では参加しにくいこと、関心に合う活動が見つからないことなどが挙げられています。

(ウ) 希望する支援

活動に必要な知識・技術を得るための研修、必要経費への支援、活動機会や活動団体に関する情報、相談窓口の整備等が求められています。

(エ) 情報を得る手段

活動経験のある回答者では、活動に関する情報を知ったきっかけとして、市町村や県の広報、職場・所属団体への案内、SNS、インターネット等が挙げられています。

イ 活動団体の意識・実態

令和8年度、NPO法人や社団法人・財団法人、ボランティア団体等689団体に実態・意識調査の依頼はがきを郵送し、宛先不明等を除く642団体のうち、190団体から回答を得ました。以下は、回答団体の状況を整理したものです。

(ア) 担い手・後継者の状況

中心的な役員・スタッフの高齢化、後継者不足、若者・学生及び現役世代の参加不足がみられます。

(イ) 連携・協働に関する意向

市町村、県、企業、他団体、社会福祉協議会、大学等との連携意向がみられる一方、連携するための接点、情報、仲介役の不足が挙げられています。

(ウ) 希望する支援

資金確保、活動場所、広報・情報発信、個別相談等に関する支援が求められています。

(エ) 災害支援活動への関心等

災害支援への関心を示す回答団体が一定程度あり、必要な体制として、行政、社会福祉協議会、NPO等による情報共有の場づくり、役割分担等の整理、団体・人材のネットワークづくり等が挙げられています。

2 課題

(1) 活動への参加のきっかけや機会の充実

活動の意義、活動事例、募集情報等を分かりやすく伝えるとともに、相談、学習及び体験の機会を充実し、活動への関心を実際の参加につなげる必要があります。

(2) 担い手の確保

幅広い年代の県民が、それぞれの経験や能力を生かして社会貢献活動に参加しやすい環境を整え、活動の担い手の裾野を広げるとともに、活動団体における担い手の確保を支援する必要があります。

ます。

(3) 活動団体の運営基盤の強化

活動団体が継続的、安定的に活動を展開するため、資金、会計、労務、法務、広報、デジタル活用、事業計画、ガバナンス等の運営基盤を強化する必要があります。

(4) 多様な主体の連携・協働の推進

福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野において、行政とNPO、社会福祉協議会、中間支援組織等が相互の特性や専門性を理解し、適切な役割分担の下で連携・協働を進める必要があります。

(5) 活動への理解及び共感の促進

活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解及び共感を広げ、県民、企業等による参加や支援につなげる必要があります。

(6) 災害時と平時をつなぐ連携体制の整備

災害発生時の役割分担、情報共有、受入窓口、支援ニーズの調整等を円滑に行うため、平時から関係を構築し、生活再建、孤立防止、見守り等の中長期的な支援も見据えた連携体制を整備する必要があります。

第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向

1 基本的な支援の方針

社会貢献活動の支援は、活動者及び活動団体の自主性の尊重、県と活動者及び活動団体との対等な関係の下での協働・協調、活動の利益を受ける者の意思及び人格の尊重を基本原則とします。

この基本原則の下、県民のだれもが社会貢献活動をしたいときにできるように、また、活動者及び活動団体がより活動しやすくなるよう、活動環境を整備することを基本とします。

また、多様な主体の連携・協働により、社会貢献活動が持続的に展開され、活動への参加や活動を支える取組が循環する環境づくりを進めます。

2 活動環境の整備の方向

第1で整理した課題を踏まえ、次の4つの方向により、多様な主体の連携・協働の下で活動環境を整備します。

(1) 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

社会貢献活動の意義や活動事例を広く紹介し、地域とのつながりや自己実現にもつながる多様な参加機会、情報提供、相談、学習及び体験等を充実します。

(2) 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

支援拠点及び中間支援機能、相談及びコーディネート機能、情報共有及びデジタル活用、交流、連携及び協働、活動場所、人材育成及び活用、資金調達及び運営基盤の強化を進めます。

(3) 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

活動内容や成果の発信等により社会的理解と共感を広げ、県民、企業、社会福祉法人等の参画や寄付を通じて、活動を支える人材、資金、情報等が循環する環境を整備します。

(4) 災害時に備えた連携・支援体制づくり

東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を継承し、災害時に多様な主体による支援が円滑に行われるよう、平時からの連携・受援体制の整備、災害ボランティアセンターの運営支援、知見の継承及び人材育成、中長期的な被災者支援を見据えた連携、情報共有及び連絡調整等が行われる環境を整備します。

第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向

社会環境、活動実態及び県民・活動団体等のニーズを踏まえ、県は、条例及び本指針に基づき、市町

村及び関係機関・団体等との連携・協働の下、次に掲げる方向に沿って、社会貢献活動を支える環境の整備を推進します。

なお、【具体的方策例】は、県が直接実施する取組のほか、市町村及び関係機関・団体等と連携して実施する取組や、これらの主体による取組を県が支援、促進又は調整するものを含む例示です。

1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

(1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握

活動事例、募集情報、助成制度等について、必要な情報を分かりやすく提供します。また、活動希望者、地域及び活動団体のニーズを把握し、情報提供及び施策の改善に活用します。

【具体的方策例】

- ① 活動事例、募集情報、講座・研修、助成制度等に関する情報の収集・発信
- ② 活動の意義、成果及び参加方法等の紹介
- ③ 相談、アンケート、意見交換等による活動ニーズの把握と施策への活用

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等)

(2) 学習及び活動体験の機会の提供

講座、説明会、学校、大学、社会教育施設等における学習・体験の機会を通じ、社会貢献活動への理解と参加を促進するとともに、初めて参加する人が安心して活動できる環境づくりを支援します。

【具体的方策例】

- ① 社会貢献活動の意義、活動事例、参加方法を学ぶ講座・説明会の実施
- ② 学校、大学、社会教育施設等と連携した学習・活動体験の機会の提供
- ③ 初めて参加する人を受け入れるための事前説明、相談、活動紹介等の実施

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、学校、大学、社会教育施設、NPO等)

(3) 多様な参加機会の充実

幅広い年代の県民や県外の人材が、活動地域、生活状況、経験及び能力等に応じ、オンラインやプロボノ等を含む多様な形で参加できる環境づくりを、学校、大学、企業等との連携も図りながら進めます。

【具体的方策例】

- ① 活動地域や、短時間・単発、休日・夜間、オンライン等の参加条件に応じた活動情報の収集・発信
- ② 企業、大学等と連携した参加機会の提供
- ③ プロボノ等の専門性を生かした参画方法や活用事例の紹介

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学)

2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

(1) 支援拠点及び中間支援機能の充実

県NPO活動交流センター、市民活動センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等が、それぞれの専門性や地域性を生かし、相互に連携して活動者及び活動団体を支援します。

【具体的方策例】

- ① 県NPO活動交流センターにおける県域的な情報提供、相談、研修、交流及び連携支援
- ② 地域の支援拠点等による身近な支援と、支援拠点間の相互紹介・連携対応の促進
- ③ 各支援拠点の役割、相談内容等の周知及び支援に有用な情報の共有
- ④ 支援拠点・中間支援組織の職員等を対象とした研修・情報交換

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織)

(2) 相談及びコーディネート機能の充実

担い手の確保、資金、広報、会計・労務、連携先等の様々な課題について相談に応じ、関連情報を提供するとともに、必要に応じて適切な相談窓口、専門家、支援先等につなぎます。

【具体的方策例】

- ① 活動への参加、団体の設立・運営、担い手、資金、広報、会計・労務等に関する相談対応
- ② 利用可能な制度、支援機関、専門相談先等の情報提供・紹介
- ③ 対面、電話、電子メール、オンライン等による相談機会の確保

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織、NPO等、企業、大学)

(3) 情報共有及びデジタル活用に関する支援

活動団体に関する情報、活動者の募集情報、講座・研修、助成制度、活動施設等に関する情報の共有・発信を進めるとともに、AIを含むデジタル技術の活用に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

【具体的方策例】

- ① 活動団体に関する情報、活動者の募集情報、講座・研修、助成制度、活動施設等に関する情報の収集・共有・発信
- ② ウェブサイト、SNS、オンライン会議、AI等のデジタル活用事例や学習機会の提供

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等)

(4) 交流、連携及び協働に関する支援

団体相互や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による交流・意見交換の機会を設けるとともに、連携・協働の考え方や取組事例を提供し、相互理解と連携・協働を促進します。また、地域課題の解決や活動団体のニーズに対応するため、関係主体間のマッチングを支援します。

【具体的方策例】

- ① 活動団体相互や、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による交流・意見交換
- ② 連携・協働の考え方、役割分担、取組事例、成果等に関する情報提供
- ③ 活動団体と行政、企業、大学、他の活動団体等とのマッチング支援

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学)

(5) 活動場所の確保

活動支援拠点等の会議・作業・交流スペースの提供や、利用可能な施設等の情報提供を通じ、活動の場の確保が図られるよう支援します。

【具体的方策例】

- ① 県NPO活動交流センター等における会議・作業・交流等の活動場所の提供
- ② 公共施設や民間施設等の利用に関する情報の収集・提供

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、企業、大学、社会福祉法人等)

(6) 人材育成及び人材活用に関する支援

活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等の育成に向けた学習機会を充実するとともに、専門性や経験を有する人材の活用に関する情報提供等を行います。

【具体的方策例】

- ① 社会貢献活動の基礎や団体運営に関する研修・講座等の実施
- ② コーディネーター、中間支援人材等の育成及び情報交換
- ③ 専門性や経験を有する人材の活用事例、相談窓口等に関する情報提供

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学)

(7) 資金調達及び運営基盤強化に関する支援

助成金、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等の多様な資金調達や、事業計画、会

計、労務、ガバナンス等について、情報提供、研修及び相談等を行います。

【具体的方策例】

- ① 補助・助成制度、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等の資金調達に関する情報提供
- ② 事業計画、収支計画、資金調達、会計、労務等に関する研修・相談
- ③ 活動内容、成果及び資金の使途を支援者に伝える情報発信への支援
- ④ ガバナンス、コンプライアンス等に関する情報提供及び必要に応じた専門相談先の紹介
- ⑤ 認定NPO法人制度の普及及び認定取得に向けた相談・支援

（主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等）

3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

(1) 社会的理解及び共感の促進

活動事例、成果等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解、共感、参加及び支援を促進します。

【具体的方策例】

- ① 活動事例、成果及び社会貢献活動の意義の発信
- ② 活動団体の情報公開や分かりやすい説明を支援する研修・相談等

（主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、大学）

(2) 企業、社会福祉法人等の参画促進

ボランティア休暇制度の普及、従業員の参加、プロボノ、専門性を生かした協力、寄付・協賛、施設・物品の提供等、多様な参画を促進します。

【具体的方策例】

- ① 企業、社会福祉法人等による社会貢献活動、NPO等との連携事例及び多様な参画方法の情報発信
- ② ボランティア休暇制度や従業員等の参加を促進する取組の周知
- ③ 企業、社会福祉法人等と活動団体との交流、マッチング及び連携・協働に関する支援

（主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO等、企業、社会福祉法人）

(3) 寄付の普及啓発

寄付について、多様な方法や活用事例を県民、企業等に周知し、社会貢献活動等への継続的な支援を促進します。

【具体的方策例】

- ① 金銭、物品、遺贈寄付、寄付型クラウドファンディング等の寄付方法、社会貢献活動への支援につながる多様な寄付の仕組み、税制、認定NPO法人制度及び専門相談先等に関する情報提供
- ② 寄付を活用した社会貢献活動の内容、成果及び地域への効果の紹介
- ③ 活動団体による寄付募集、寄付者への報告、寄付の使途・成果の情報公開等に関する研修・情報提供

（主な関係主体：県、市町村、中間支援組織、NPO等）

(4) 損害補償制度の周知

県民のだれもが安心して活動に参加することができるよう、ボランティア活動保険等の損害補償制度の周知を図ります。

【具体的方策例】

- ① ボランティア活動保険等の損害補償制度に関する情報提供・周知
- ② 活動者及び受入団体に対する安全管理、事故防止等に関する情報提供・啓発
- ③ 社会福祉協議会、支援拠点等と連携した保険制度に関する相談対応

（主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、支援拠点、NPO等）

4 災害時に備えた連携・支援体制づくり

(1) 平時からの連携・受援体制の整備

行政、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等が、平時から情報共有や役割の確認を行い、災害時の円滑な受援及び関係主体間の連携に備えます。

【具体的方策例】

- ① 関係主体による平時からの情報交換・協議
- ② 各主体の役割、連絡窓口及び外部支援の受入れに関する情報共有・確認
- ③ 訓練、研修、事例検討等を通じた連携体制の確認
- ④ 県外支援団体を含む円滑な受入れに必要な団体情報等の共有・活用

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等)

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援

災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向け、関係機関と連携し、研修及び訓練の実施、マニュアルの整備、運営人材の育成、資機材や情報通信環境の確保等を支援します。

【具体的方策例】

- ① 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する研修、訓練等の実施・支援
- ② 災害ボランティアセンターの運営に必要なマニュアル等の整備及び活用に関する支援
- ③ 運営を担う人材の育成及び経験者等のネットワークづくり
- ④ 資機材、情報通信環境等の確保に関する支援

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等)

(3) 知見の継承及び人材育成

東日本大震災津波等の経験、課題及び教訓を共有するとともに、関係機関・団体と連携し、災害時の支援調整を担う人材の育成や中間支援機能の充実につなげます。

【具体的方策例】

- ① 東日本大震災津波等における取組、成果、課題及び教訓の記録・発信
- ② 災害支援経験者、行政、社会福祉協議会、NPO等による経験共有、研修、事例検討
- ③ 災害時の支援調整や多主体連携を担う人材・団体のネットワークづくり

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO、災害支援団体、学校、大学等)

(4) 中長期的な被災者支援

発災直後の対応に加え、被災者一人ひとりの状況や課題を踏まえ、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ形成等の中長期的な支援を見据え、被災者支援を行う活動団体と関係機関・専門機関との連携・調整が図られるよう支援します。

【具体的方策例】

- ① 被災者支援を行う活動団体と行政、社会福祉協議会、専門機関等との連携による生活再建支援
- ② 地域住民、活動団体、行政等によるコミュニティ形成等の取組への支援

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、NPO、地域住民等)

(5) 情報共有及び連絡調整の円滑化

災害時に、関係機関・団体による被害状況、支援ニーズ、活動状況等の情報共有や、支援ニーズと活動団体、専門人材、ボランティア等との調整が円滑に行われるよう、平時から情報共有方法や連絡体制の確認を促進します。

【具体的方策例】

- ① 災害時に共有する情報項目、共有方法、連絡窓口、連絡・調整体制等の平時からの確認

(主な関係主体：県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO、災害支援団体等)

第4 社会貢献活動支援の推進体制

1 県の役割

県は、条例及び本指針に基づき、社会貢献活動の支援に関する基本的かつ総合的な施策を推進するとともに、市町村との連携及び協力の下に、広域的な見地から総合調整を行います。

また、県域的・広域的な情報提供、相談支援、人材育成、団体の運営基盤の強化、関係主体間の連携・協働の促進等を通じて、社会貢献活動を支える環境整備を進めます。

さらに、福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野における地域課題の解決に向けた施策の検討や事業の実施に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進めます。

加えて、関連事業等の実施状況、既存の調査・統計、相談等を通じて把握した活動実態や支援ニーズ等を継続的に確認し、施策の改善に活用します。また、必要に応じて社会貢献活動の支援に関する調査及び研究を行います。

2 市町村の役割

市町村は、条例第4条に基づき、地域の実情に応じて、それぞれの立場において、社会貢献活動を支援するよう努めるものとされています。

この役割を踏まえ、本指針を活用し、住民に身近な行政主体として、社会貢献活動に関する情報提供、相談、活動場所の確保等、地域の実情に応じた支援施策の推進に努めるものとします。併せて、関係主体間の連携促進等を通じ、社会貢献活動を支える環境の整備を進めることが期待されます。

また、福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野における地域課題の解決に向けた施策の検討や事業の実施に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進めることが期待されます。

3 関係機関・団体等に期待される役割

社会福祉協議会、ボランティアセンター及び中間支援組織には、それぞれの専門性や地域性を生かし、社会貢献活動に関する情報提供、相談、コーディネート、交流及び連携の促進等を通じて、活動者及び活動団体を支援することが期待されます。

また、NPO、企業、大学、社会福祉法人等には、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画するとともに、地域課題や活動目的を共有し、相互に連携・協働することが期待されます。

今後のスケジュール

時期	審議会等	内容
令和8年2月4日	第42回(令和7年度) 岩手県社会貢献活動支援審議会	基本的方向について諮問、改定方針(案)協議
令和8年8月7日	第43回(令和8年度第1回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	骨子案協議
令和8年9月18日	第44回(令和8年度第2回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	素案協議
令和8年10月		市町村・関係機関等意見聴取
令和8年11月12日	第45回(令和8年度第3回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	基本的方向について答申
令和8年12月	県議会12月定例会	素案報告
		パブリックコメント実施
令和9年1月～2月	第46回(令和8年度第4回) 岩手県社会貢献活動支援審議会	最終案協議
令和9年2月	県議会2月定例会	改定議案提出、審議
令和9年3月		公表